

# 『公益財団法人杉並区スポーツ振興財団のあらまし』

(財団職員を希望する方に)

- 1 「公益財団法人杉並区スポーツ振興財団」(以下、「財団」という。)は、杉並区が設立し、平成5年10月1日に発足した公益法人です。
- 2 財団は、スポーツ振興に関する事業を行うことによって、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と、活力ある地域社会の形成に資することを目的としています。
- 3 財団は、次のような業務を行います。
  - (1) 杉並区から委託された区立体育施設等の管理運営
  - (2) 区民のスポーツ活動を活性化するため、各種のスポーツ教室等の開催
  - (3) その他財団の目的を達成するために必要な事業

## 4 財団の組織(平成29年4月1日現在)

(1) 評議員会及び理事会(監事)

(2) 事務局

|                |           |              |              |
|----------------|-----------|--------------|--------------|
| ① 本部事務局        | 〒166-0004 | 阿佐谷南 1-14-2  | TEL5305-6161 |
| ② 高円寺体育館       | 〒166-0003 | 高円寺南 2-36-31 | TEL3312-0313 |
| ③ 永福体育館        | 〒168-0064 | 永福 3-51-17   | TEL3328-3146 |
| ④ 荻窪体育館        | 〒167-0051 | 荻窪 3-47-2    | TEL3220-3381 |
| ⑤ 下高井戸運動場      | 〒168-0073 | 下高井戸 3-26-1  | TEL5374-6191 |
| 併設下高井戸区民集会所    |           |              |              |
| ⑥ 松ノ木運動場       | 〒166-0014 | 松ノ木 1-3-22   | TEL3311-7410 |
| ⑦ 杉並第十小学校温水プール | 〒166-0012 | 和田 3-55-49   | TEL3318-8763 |

## 5 職員の仕事

職員は、区立体育施設等において、財団が実施する業務に関する事務に従事します。

また、職員は、公務員ではありませんが、公の施設を管理運営する立場から、公務員と同じような責任感を持って業務に従事する必要があります。

[業務内容の例示]

- ・ 接客、電話応対
- ・ 施設利用申込書の受け付け及び登録  
(杉並区公共施設予約システム「さざんかネット」の使用)
- ・ 事業の実施(スポーツ教室、各種イベントの企画運営等)
- ・ Excel・Wordでの通知文書やチラシ等の作成等
- ・ 簡易な経理、現金管理、統計・集計事務等
- ・ 用具の設営及び整理、清掃作業